

駐車許可制度改正のお知らせ

令和7年7月1日から

警察署長の駐車許可の制度や申請用紙が変わります。



① 許可の要件の緩和

・ 駐車可能な場所の有無を判断する基準

- 路外駐車場等の利用が**困難**と認められること。
- その他の車両は当該用務先からおおむね**100メートル以内**に駐車可能な場所がないこと。



貨物集配の例



※ すべての場所で許可できる訳ではありません。駐車場所については警察署にご相談下さい。

② 申請要領等の全国統一

・ 駐車許可申請書、再交付申請書、記載事項変更届の様式と手続を制定

- 駐車許可を受けるとき、駐車場所を追加するとき・・・駐車許可申請
- 許可証を紛失、滅失、汚損、破損等したとき・・・再交付申請
- 許可を受けていた駐車場所を削除するとき・・・記載事項変更届

・ 申請に必要な書類を統一

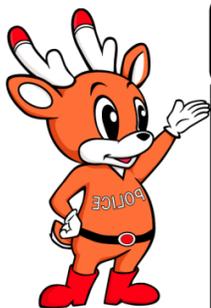
◎ 駐車許可申請に必要な書類（各書類2部）

- (1) 駐車許可申請書 ※旧様式では申請できません
(駐車する場所が複数ある場合は、駐車の日時場所を記載した別紙を含む)
- (2) 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (3) 申請に係る場所及びその周辺の見取図（既存の地図で訪問先がわかるものでも可）
- (4) 申請に係る用務を明らかにできる書面

・ 駐車許可証の掲示

許可を受けた駐車をする時は「駐車許可証（駐車場所の一覧表を含む）」を車両の前面の見やすい箇所にその表示事項が前方から見えるように掲示しなければならない。

※改正前の制度で交付を受けた駐車許可証はその許可期間中、継続して使用することができます。



③ 申請手続の簡素合理化

・申請窓口

複数警察署にまたがる駐車について一つの警察署で申請、許可証の交付を受けることができます。

・申請に必要な書類

定期的に申請を行う場合で、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、申請書に添付する書類は変更がある書類のみとすることができます。

申請用紙の記載例（貨物の集配）

別添1

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地） 奈良市〇〇町〇〇番地	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番号標に表示されている番号	奈良〇〇あ〇〇〇〇
許可を受けようとする日時期間	令和〇年〇月〇日から令和□年△月×日 A時からB時までの間 ※1
許可を受けようとする場所	〇市〇町〇番地先付近他〇箇所 （一覧表のとおり）※2、3
許可を受けようとする理由	貨物集配のため
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
※ 通学時間帯や通学路など時間帯等、条件を付す場合があります。	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

※1

許可期間は最大1年となります。
複数場所の貨物集配の場合、開始予定時間（1箇所目）から終了予定時間内（最終箇所）を記入して下さい。

※2

複数場所の申請については〇〇他〇箇所と記載してください。
その場合、駐車場所一覧表を添付して下さい。

一覧表の例

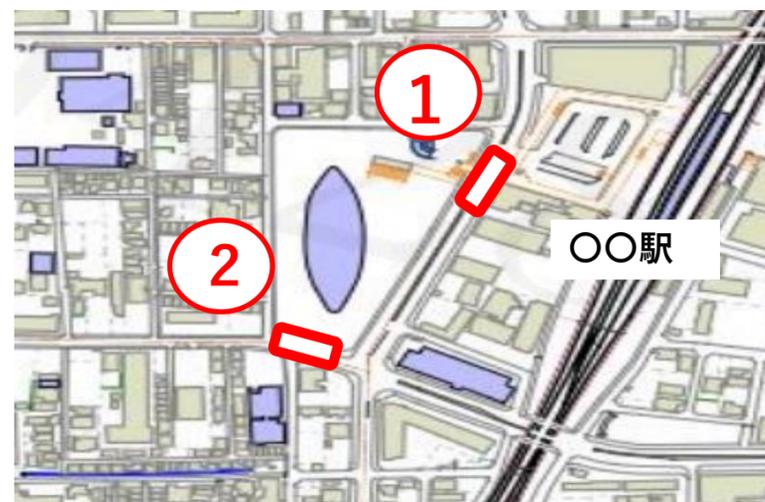
一覧表	
1	奈良市〇町123番地先付近路上
2	奈良市□町321番地先付近路上
3	大和郡山市△町456番地先付近路上
4	天理市□△町987番地先付近路上
5	桜井市〇町2丁目1番地先付近路上

複数の管轄区域の申請についても一の警察署で受理できますので一覧表も一枚の作成で可能です。

※3

申請する駐車場所と周辺見取図を添付して下さい。
既存の地図を使用や複数箇所を1枚にまとめて記載することも可能です。

見取図の例



備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ 訪問診療等についても同様に申請することができます。

駐車許可に関するお問い合わせ先は、駐車場所を管轄する警察署となります。